

第3節 景観の形成

本県は、広大な県土の広がりの中に、多彩で豊かな自然や歴史・文化資源に恵まれており、人々の生活との調和が生み出す美しい景観は、本県の大きな魅力になっています。

また、うるおいと安らぎのある良好な生活環境に対する県民ニーズの高まりの中で、誇りや愛着の持てる個性豊かな美しい景観づくりが求められていることから、県では、本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、鹿児島県景観条例に基づき、平成22年度には以下の事業を行いました。

1 景観形成の普及啓発

(1) 景観セミナーの開催

専門家、実践者等がディスカッションや地域住民の方々との意見交換などを行い、地域の特性を生かした景観形成の取組を促進しました。

(2) 景観表彰の実施

良好な景観形成に特に功績のあった2団体等に対し、表彰を行いました。

2 景観形成の実践活動への支援

(1) 景観アドバイザーの派遣

市町村や地域づくり団体等による地域の特性を活かした景観づくりを支援するため、まちづくりや緑化等の専門家を景観アドバイザーとして派遣しました。

(2) 地域ぐるみ景観づくり活動支援

良好な景観の形成に関し、地域ぐるみの景観形成の促進に資すると認められる団体を「景観づくり推進団体」として認定し、取組に当たって必要な物品を支給しました。

3 景観法を活用した取組の推進

地域における良好な景観の形成を促進するために、景観法に基づく景観行政団体（18市町）になっていない奄美地域の市町村に対し景観行政団体になるよう働きかけを行いました。

4 景観に配慮した公共事業の推進

(1) 鹿児島県公共事業景観形成基準の策定

景観に配慮した公共事業の実施を推進するため、平成20年5月に策定した鹿児島県公共事業景観形成基準に基づき公共事業を実施しました。

(2) 職員研修の実施

県の技術職員に対し、景観形成について研修を行いました。